



# 経理の窓11月号

平成28年11月1日号

秋物を出して着るまもないほど、朝晩の冷え込みが厳しくなって手袋やマフラーの登場です。ポインセチアの赤い葉が、クリスマスシーズンの訪れを告げています。

## 今月の税務

法人  
個人  
： 9月決算法人の確定申告と納付  
： 所得税の第2期分の納付  
： 個人事業税の第2期分の納付

## 消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置の概要

阿倍内閣総理大臣は、平成28年6月1日、消費税率10%への引上げ及び軽減税率制度の導入時期を平成31年10月とする旨を表明しました。8月24日には、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が、閣議決定されました。9月26日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。これらの情報は、財務省のホームページや政府広報オンラインに、掲載されています。

### ■消費税の改正スケジュール

改正の内容	変更時期等
○消費税の引上げ時期等の変更 消費税の引上げ時期 請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日	平成31年10月1日 平成31年4月1日
○消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置 軽減税率の導入時期	平成31年10月1日
税額計算の特例の適用期間の変更 ※ ・売上税額の計算の特例（中小企業者向け） ・仕入税額の計算の特例（中小企業者向け）	平成31年10月1日～平成35年9月30日 平成31年10月1日～平成32年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期 ・適格請求書発行事業者の登録申請受付	平成35年10月1日 平成33年10月1日～
消費税転嫁対策特別措置法の適用期限	平成33年3月31日
消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる期限を平成28年度末から平成30年度末に変更	
○車体課税の見直しの実施時期の変更 ・自動車取得税の廃止時期を平成31年10月1日に変更 ・環境性能割の導入時期を平成31年10月1日に変更	

※売上または仕入を税率の異なるごとに区分することが困難な中小企業者以外の事業者に対する売上税額又は仕入税額の簡便計算に係る経過措置は、措置されないこととされています。

### 《免税事業者との取引》

適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されると、免税事業者からの仕入については、支払った消費税等の金額は、仕入税額控除の対象にならず、控除することができません。インボイス制度が開始されてから6年間は、次の割合で免税事業者からの課税仕入が認められています。

#### ・免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置の期間変更

免税事業者からの課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額について、

平成35年10月1日～平成38年9月30日 80%を仕入税額控除

平成38年10月1日～平成41年9月30日 50%を仕入税額控除

### ■個人所得課税・資産課税関係の改正

○住宅取得等に係る措置の適用期限を平成33年12月31日まで延長

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等

- ・住宅の所得対価等に含まれる消費税の税率が10%である場合の非課税枠の適用開始時期を平成31年4月1日に変更
- ・上記以外の非課税枠の適用期限を平成33年12月31日まで延長
- ・あわせて、双方の非課税枠を段階的に縮小させる時期も変更

### ■地方法人課税関係の改正

地方法人税の税率の10.3%（現行：4.4%）への引上げは、平成31年10月1日以後に開始する事業年度からに変更する。

■施行日 公布の日から施行（11月1日現在、国会審議中）

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>